

特別子供年金登録票（初回申請用）

20 年 月 日

全日産・一般業種労働組合連合会
リック局 殿

| リック局 | 組合使用欄 |
|------|-------|
| | |

特別子供年金の給付を受けるため、下記の通り登録します。

| | | | | | | | | | |
|---------|---------|--|--|--|--|----|------------------------------------|-------|----------|
| リック会員番号 | | | | | | | 記載いただいた個人情報、特別子供年金の申請・給付手続きに利用します。 | | |
| 死亡した組合員 | 労組名・支部名 | | | | | 氏名 | ふりがな | 死亡年月日 | 20 年 月 日 |

| | | | | | | |
|----------|----|------|------|-------|------|-----|
| 親権者又は後見人 | 氏名 | ふりがな | 生年月日 | 昭和・平成 | 電話番号 | () |
| | 住所 | ふりがな | | 年 月 日 | | |

| | | | | | | | | |
|-----|----|------|------|-------|----|------|------|-------|
| お子様 | 氏名 | ふりがな | 生年月日 | 平成・令和 | 氏名 | ふりがな | 生年月日 | 平成・令和 |
| | 氏名 | ふりがな | 生年月日 | 平成・令和 | 氏名 | ふりがな | 生年月日 | 平成・令和 |

| | | | | |
|---------|------|------|------|------|
| 振込先金融機関 | 銀行名 | ふりがな | 支店名 | ふりがな |
| | 口座区分 | 1.普通 | 口座番号 | ふりがな |

特別子供年金について

この特別子供年金は、組合員が死亡したときに、その子供に対して年金を給付する制度です。

特別子供年金対象者は

死亡した組合員の子供であり、かつ戸籍に入籍され、義務教育終了以前の子供です。

年金の額および給付の期間は

子供一人につき月額5,000円を組合員が死亡した翌月分から、60ヶ月を限度に給付します。

ただし、子供が義務教育を終了した場合、または子供が死亡した場合は、60ヶ月未満であっても給付を打ち切ります。

年金の受取人は

子供の親権者または後見人

次の場合は、特別子供年金を受けることができなくなります。

- (イ) 組合員が死亡してから6ヶ月以内に特別子供年金登録票が提出されない場合。
- (ロ) 6ヶ月ごとに提出する特別子供年金給付申請書を、提出しなかった場合。

～特別子供年金給付手続きについて～

特別子供年金の受給を希望する人は、この登録票により全日産・一般業種労働組合連合会・リック局に登録をしなければなりません。

提出期限 組合員が死亡してから6ヶ月以内にリック局に必着するようにしてください。

提出方法 組合員が所属していた支部・組合を経由してリック局へ提出してください。

必要な添付書類

受取人が親権者の場合 お子様および親権者の戸籍謄本 1通

受取人が後見人の場合 お子様および後見人の戸籍謄本 1通

特別子供年金証書の発行

登録をすまされた方には、特別子供年金証書を発行します。

給付の方法

①この年金給付は、受取人が指定する金融機関口座への振込みで行います。

②年2回6ヶ月ずつを5月(10月～3月分)と11月(4月～9月分)に給付します。

送金案内を郵送にてお知らせします。

〈はじめての給付は〉死亡した翌月分から給付します。

〈2回目以降の給付は〉リック局から給付申請書を送付しますので必ずご返送ください。

お問い合わせは

全日産・一般業種労働組合連合会 リック局 共済担当 ☎0120-236-932

住所、電話番号、振込口座などにご変更があった場合必ずご連絡願います。